

広報 大田

No. 283

主な内容

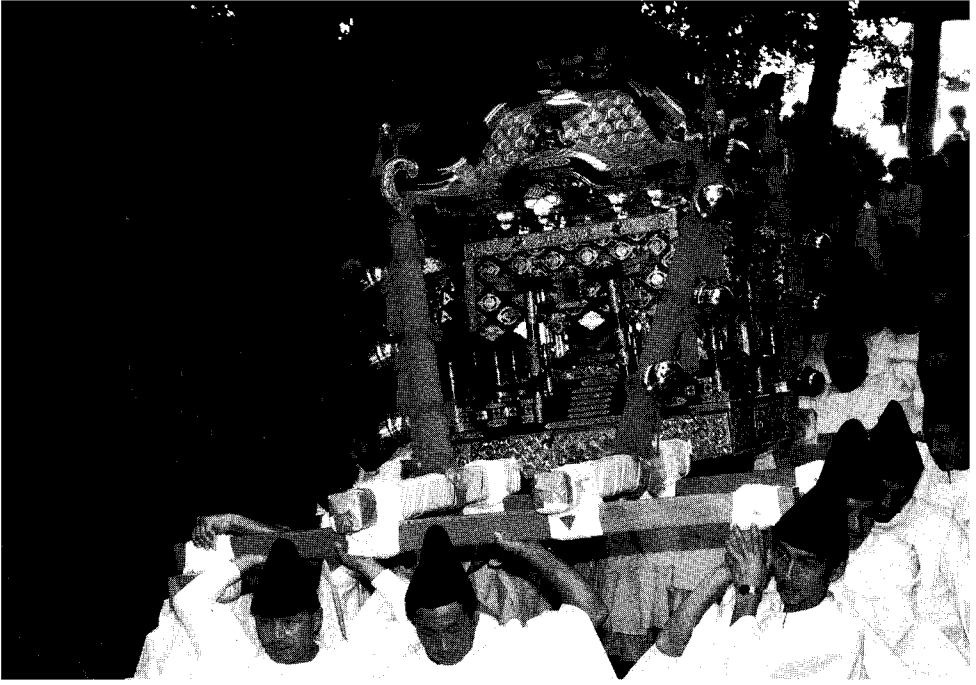
- 特集 平成5年度決算 P4、P7
- 神幸祭 P2、P3
- まちのわだい P10、P11



11月 1994

住んでみたいまち
住みつけたいまち

■発行・編集 金田町役場企画開発課
〒822-12 福岡県田川郡金田町大字金田937-2 ☎0947-22-0556 FAX0947-22-0782



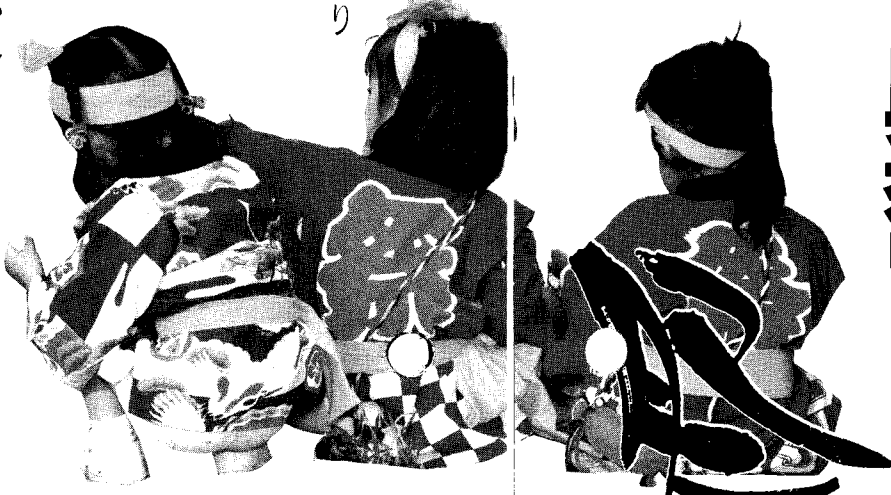
飯土井神社神幸祭

よちをのみこむ

感動と興奮!

十月八日、九日
飯土井神社神幸祭
十五日、十六日は
稲荷神社神幸祭が
行なわれました。

まちは二週間にわたり
祭一色。
二年間ためにためた
カが今、爆発した。

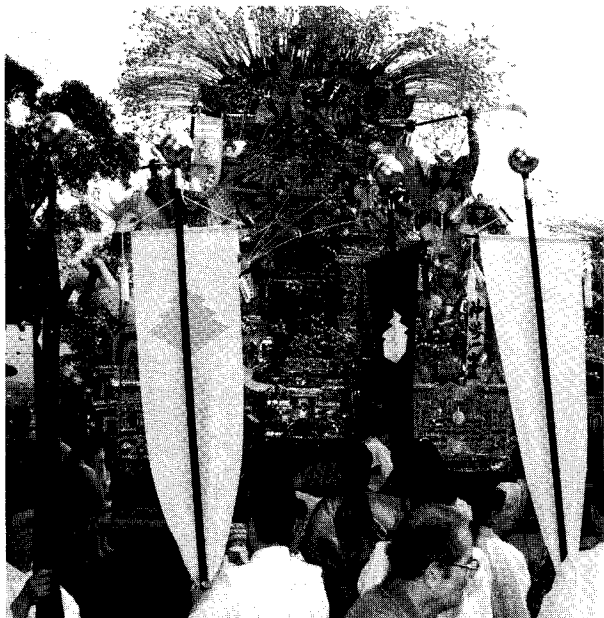
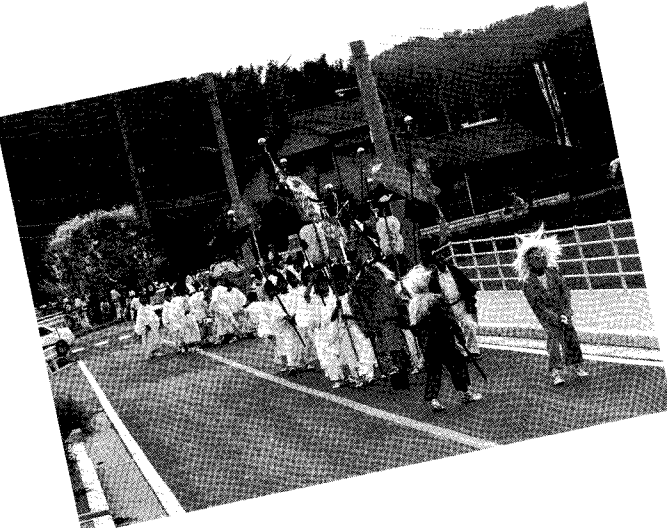
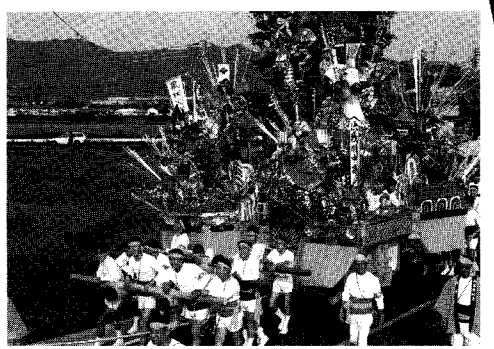
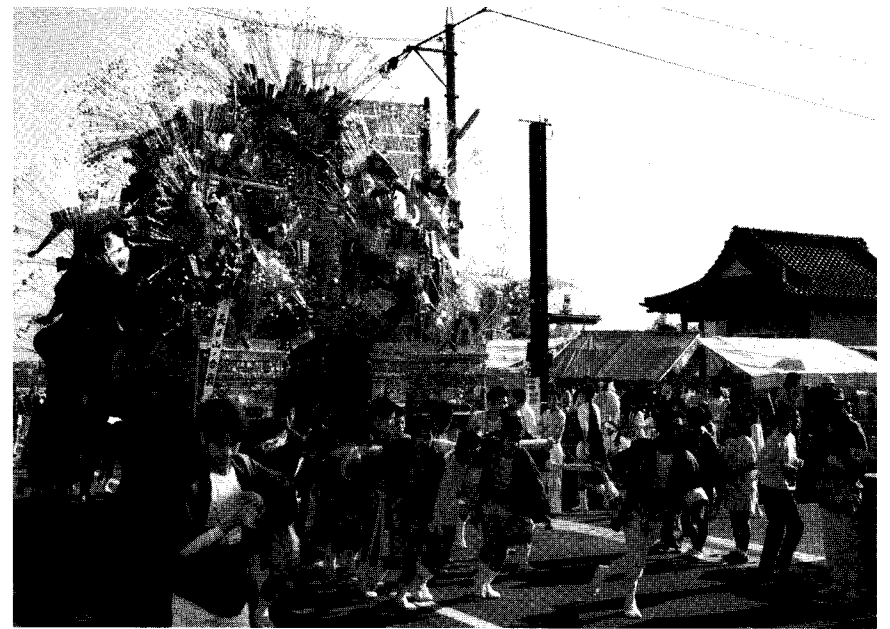


伝統のイベント!! 大切にしたい ふるまとの誇り

稲荷神社神幸祭



オーラ ヤツサー!



普通会計

普通会計とは一本町では、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計および地域改善対策専修学校技能習得資金貸与事業会計を合わせたものです。

5年度普通会計決算
2億1,757万8千円
を翌年度へ繰越し、
その内、1億7,769万円
を繰越事業費として、
使用します。

まちの

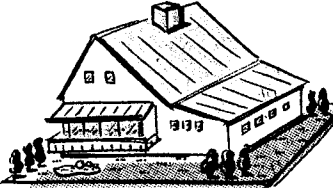

1人あたり756,768円

家計簿

1人あたり732,089円

平成5年度金田町一般会計決算、特別会計決算および水道事業会計決算についての議案が、9月の定例議会に提案され、可決認定されました。今月号では、皆さんが納めた税金、国や県からの補助金、地方交付税などがどのくらい入り、どのように使われたかを町民の皆さんに正しく理解していただくため、決算のあらましをお知らせします。また、より分かりやすく町民一人あたりの額に置き換えてみました。
(平成6年3月末住民基本台帳人口：八、八一七人)

町税の内訳

軽自動車税	1,034万4千円	2.9%
たばこ税	3,259万4千円	9.1%
固定資産税		
		
	1億4,052万8千円	39.3%
町民税		
		
	1億7,399万4千円	48.7%

町民1人あたり納めた税金

町民1人あたり1年間に町税40,542円を納めたこととなります。その内訳は次のとおりです。

(人口 8,817人)

軽自動車税	1,173円
たばこ税	3,697円
固定資産税	15,938円
町民税	19,734円

地方交付税	277,331円	町の財政力に応じて国から交付されるお金で、その財源は所得税や法人税・酒税などです。	24億4,522万4千円	36.65%
町債	145,975円	町が資金調達のために借金したもので、長期に渡って返済していきます。		
国庫支出金	126,538円	いろいろな事業に対する国からの補助金です。		
県支出金	55,967円	いろいろな事業に対する県からの補助金です。		
町税	40,542円	町民の皆さんが納めた税金で、町税や固定資産税・軽自動車税・たばこ税が主なものです。		
その他の収入	34,767円	財産収入や各種立金より繰り入れたものです。	12億8,706万円	19.29%
諸収入	34,219円	預金利子や鉱害復旧事業の補助金などその他の収入です。		
使用料及び手数料	13,481円	町民会館などの体育施設の使用料や、町営住宅の使用料、役場の証明料などが主なものです。	11億1,568万9千円	16.72%
繰越金	8,912円	前年度の余ったお金が繰り越されたものです。		
地方譲与税	7,519円	国が徴収した消費税などの一部を町の人口や道路の面積などに応じて譲与されたものです。	4億9,346万円	7.40%
分担金及び負担金	6,524円	保育所の保育料、老人ホームなどの負担金などが主なものです。	3億5,746万円	5.36%
自動車取得交付金	3,624円	県に納付された自動車取得税を町の道路の長さや面積などに応じて交付されるものです。	3億654万5千円	4.59%
利子割交付金	1,192円	個人に係る利子課税額の中から県民税収入決算額の割合に応じて交付されるものです。	1億1,886万4千円	1.78%
交通安全対策特別交付金	177円	交通安全などで納付された反則金を、町に設置されるカーブミラーなどの安全整備の財源として交付されるものです。	7,857万7千円	1.18%
			6,629万5千円	0.99%
			5,752万2千円	0.86%
			3,195万円	0.48%
			1,050万9千円	0.16%
			156万5千円	0.02%

歳入 66億7千2百42万8千円

歳出 64億5千4百85万円

15億5,815万2千円	24.14%	土木費 176,721円 道路・街路・橋・水路などの改良工事や、各公園整備、町営住宅の建設費が主なものです。
11億5,370万円	17.87%	民生費 130,849円 老人、児童、身体障害者などの社会福祉事業経費や、保育所の運営費などが主なものです。
9億867万8千円	14.08%	公債費 103,060円 町が借金している分の返済金です。
7億6,822万9千円	11.90%	教育費 87,130円 小、中学校のための経費や、社会体育施設の管理費、ふれあい塾の建設費が主なものです。
7億3,705万9千円	11.42%	総務費 83,595円 夜場の一般事務経費や、選挙に使う経費、まちづくり事業に使う経費などが主なものです。
5億2,955万7千円	8.21%	労働費 60,061円 失業対策事業や開発就労事業の経費です。
3億6,540万9千円	5.66%	衛生費 41,444円 各種の健診事業や予防接種、ゴミやし尿処理の費用が主なものです。
3億1,066万4千円	4.71%	農林水産費 15,898円 農業・林業振興のための経費で、農業用施設の整備や農業委員会の経費が主なものです。
1億4,017万7千円	2.17%	消防費 12,551円 消防署運営のための負担金や、防火水槽設置などが主なものです。
1億1,066万4千円	1.71%	災害復旧費 9,133円 鉱害復旧事業の費用が主なものです。
8,052万8千円	1.25%	議会費 9,006円 議会に関する経費で、主なものは、議員報酬や、職員給料などです。
7,941万円	1.23%	商工費 2,641円 商工振興のための経費で、平成筑豊鉄道への負担金や各イベントの費用です。
2,328万7千円	0.36%	

町民1人あたり 86万7千円の借金

平成5年度で町債の借入れ残高は、普通会計で76億4,490万5千円です。これを町民1人あたりになおすと86万7千円になります。また、事業別にみると次のようになります。(人口8,817人)

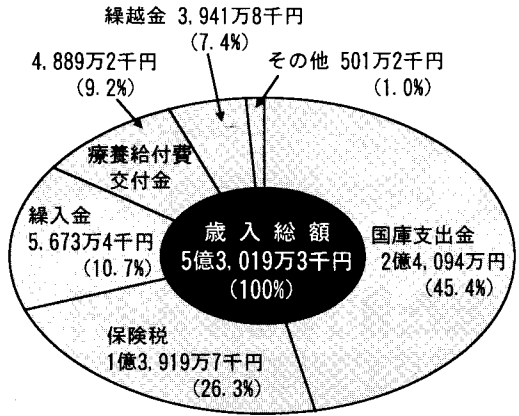
区分	金額
公営住宅建設事業債	299,875円
地域改善対策特別事業債	257,864円
一般単独事業債	101,555円
一般公共事業債	87,753円
都道府県貸付金	69,348円
調整債	15,501円
臨時財政特別債	9,217円
財政対策債	8,142円
義務教育施設整備事業債	4,339円
過疎対策債	2,960円
災害復旧債	896円
公共事業等公債	726円
その他	8,889円
合計	867,065円

特別会計



平成5年度の国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額5億3千19万3千円、歳出総額4億7千2百65万1千円、収支差引引き5千7百54万2千円が繰り越されます。

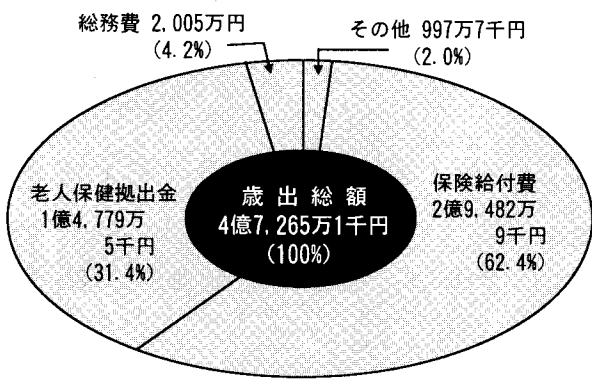
歳入決算の内訳は、国からの補助金が2億4千94万1千円、全体の45.4%を占めています。



ついては被保険者の皆さん(2,937人)が支払う保険料が、1億3千9百19万7千円、全体の26.3%を占めています。

歳出決算の内訳は、被保険者の皆さんが病院などで治療したとき、町が支払う保険納付費などとして2億9千4百82万9千円、全体の62.4%を占めています。次いで老人保健拠出金1億4千7百79万5千円、全体の31.3%を占めています。

これを国民健康保険加入者一人あたりで見ると、療養費は年間12万7千7百42円となり、老人保健拠出金は年間5万3百22円の支出となっています。前年度に比べてみると、



平成5年度老人医療特別会計決算額は、歳入総額6億8千4百71万1千円、歳出総額6億7千7百32万6千円、収支差引引き7百38万5千円の剰余金が生じました。これは、支払基金、国や県の負担金の過交付によるもので、平成6年度において返還するものです。

歳入決算の内訳は、支払基金交付金が4億7千77万4千円、全体の68.9%を占めています。次いで国庫支出金が1億4千2百47万5千円、全体の20.8%を占めています。

歳出決算の内訳は、医療諸費が全体の99%を占める6億7千68万9千円を支出しています。これを老人医療受給者一人あたりで見ると、年間72万4千円の医療費になります。



療養費、拠出金共に減額しています。

保険料の徴収率は、82.1%となっております。今後も徴収業務に努力致します。

国民健康保険事業の健全運営は、被保険者の皆さんの協力なしではできません。まず、日常生活の中で病気になるない身体をつくってください。また、病気の早期発見、早期治療で少しでも医療費の節約に心掛けてください。

企業会計



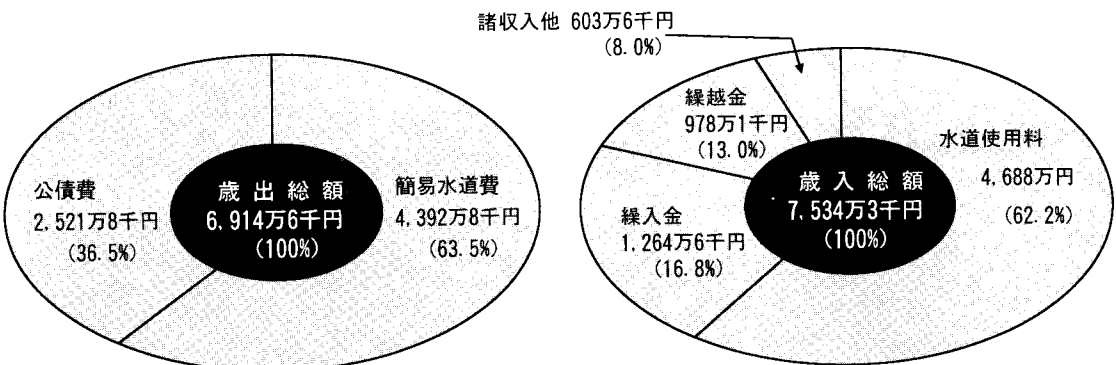
簡易水道事業会計

平成5年度の簡易水道事業会計決算額は、歳入総額7千5百34万3千円、歳出総額6千9百14万6千円で収支差引引き6百19万7千円の剰余金が生じました。

歳入決算の内訳は、水道使用料が4千6百88万円と全体の62.2%を占め、次いで普通会計からの繰入金が一億2百64万6千円、全体の16.8%を占めています。

歳出決算の内訳は、簡易水道事業運営費用が4千3百92万8千円と全体の63.5%を占め、公債費が全体の36.5%の2千5百21万8千円支出しています。

これを給水人口一人あたりで見ると、年間2万5千3百5円の支出をしています。



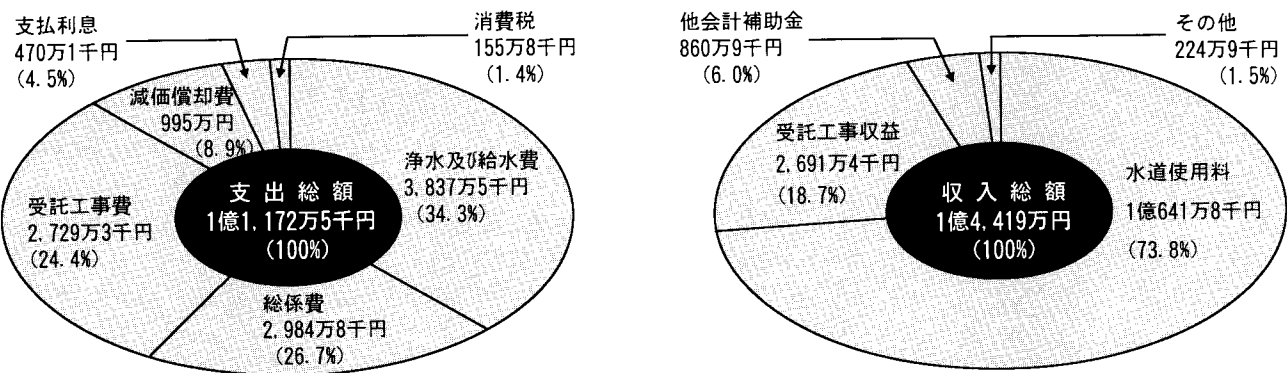
上水道事業会計

平成5年度上水道事業会計の決算は、収益的収入支出については、上水道事業収益1億4千4百19万円(主な収益としては、上水道使用料、一般会計補助金)に対し、上水道事業費用として、1億1千72万5千円(主な費用としては、上水道維持管理費、工事費)です。

資本的収入支出については、上水道事業資本的収入は、53万7千円(一般会計補助金)に対し、上水道事業資本的支出は、1千3百33万2千円(企業債償還金と建設改良費)であり、収入不足額1千2百79万5千円は収益的収支の利益剰余金を充て補てんしました。これにより、1千9百67万円の剰余金になり、3年連続の黒字決算となりました。また剰余金の処分については、施設改良などに備えての基金積立になっています。

水道料金の徴収関係については、平成5年度分の上水道使用料徴収率は、96.5%で簡易水道料徴収率は97.9%となっております。徐々に徴収率増と滞納金の解消は進んでいます。引続き徴収に努力を致しますので、町民皆さんのご協力をお願いします。

収益的収入および支出



資本的収入および支出

